義務教育段階の就学援助（概要）

令和8年度予算額　５億円
（前年度予算額　５億円）

文部科学省

１　実施主体

学校教育法第１９条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

２　就学援助の対象者

①**要保護者**・・・・生活保護法第６条第２項に規定する要保護者　【令和６年度　約８万人】

②**準要保護者**・・・市町村教育委員会が生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
（認定基準は各市町村が規定）【令和６年度　約109万人】

３　要保護者等に係る支援 【要保護児童生徒援助費補助金】

①**補助の概要**　：　市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。

②**補助対象費目**　：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／ 校外活動費／ クラブ活動費／ 生徒会費／ ＰＴＡ会費／ 卒業アルバム代等／ オンライン学習通信費／ 医療費／ 学校給食費

③**国庫補助率**　：　１／２（予算の範囲内で補助）

④**令和８年度予算額　：５億円（前年度予算額５億円）**

○単価の引き上げ

・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校：　57,060円　→　64,300円（＋7,240円）
中学校：　63,000円　→　81,000円（＋18,000円）

４　準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体の改革により、平成１７年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。